

## 破戒・悪行説話の一考察

——『今昔物語集』卷十三の三十七話を手がかりに——

石 橋 義 秀

### 一

『今昔物語集』本朝・仏法部に破戒・悪行説話は少なからず見られる。それら説話の意味するところは一樣ではない。小論では、特に卷十三「無慚破戒僧、誦法花寿量一品語第三十七」を手がかりにして考察してみたい。

卷十三の三十七話に登場する香隆寺の定修僧都の弟子の僧は、「形ハ僧也ト云ヘドモ、三<sub>コト</sub>宝ヲ不信ズ、因果ヲ不悟ズシテ、翔<sub>フルマ</sub>フ様只俗ニ不異ズ。常ニ手ニ弓箭ヲ持チ、腰ニ刀劔ヲ帯シテ、諸ノ不善・悪行ヲ好ム。亦、鳥獸ヲ見テハ必ズ此レヲ射殺ス、魚肉ヲ見テハ悉ク此レヲ食噉ス。心ニ愛欲深クシテ、常ニ女ニ触レム事ヲ願フ。然レバ、手ニ念珠ヲ不持ズ、肩ニ袈裟ヲ不懸ズ。」【注一】

という徹底した破戒・無慚の者である。「この説話の出典である『法華験記』卷中・七十六には「形は比丘なりといへども、心は俗にあるに似たり。手に弓箭を持ち、懐に刀劔を納れて、諸の鳥獸を見れば、必ずこれを射殺し、もし魚鳥を見れば、必ずこれを食し噉ひぬ。況や手に念珠を持ち、肩に袈裟を繫けむや。」【注二】とある。」『今昔物語集』の編者は、右記の引用に傍線を付した「三<sub>コト</sub>宝ヲ不信ズ、因果ヲ不悟ズシテ、」・「諸ノ不善・悪行ヲ好ム。」・「心ニ愛欲深クシテ、常ニ女ニ触レム事ヲ願フ。」の部分に付加し、この僧の破戒・無慚を一層強調している。

つまり、この僧は仏法を信ぜず殺生などの破戒・悪行の限りを尽くすと記されており、とても出家に値しない極悪人と描写されている。しかし、彼はどのようなつもり

であろうか「法花経ノ寿量一品ヲ持テ、身ノ穢レヲ不撰ズ、毎日ニ必ず一遍ヲ読誦」したという。「出典の『法華験記』には「ただ法華経の寿量一品を持して、毎日に開けず必ず誦せり。」とある。」極悪人ではあるが、法華経の靈験にすがり救われたいと考えたからであろうか。その後、この悪僧は香隆寺を去り、法性寺の座主源心僧都の弟子になり、僧都に随っているうちに、重病になったという。そこで源心僧都はこの僧に戒を授けた。僧は受戒して後、寿量品を誦し、「得人無上道 速成就仏身」の文にいたる時に心静かに命終した。「法華験記」には「後に法性寺の座主源心僧都に付きて、車宿に宿れり。乃至、最後に重き病を請け取りて、決定して、当に死すべし。僧都一生の不善を觀じ、臨終の重き病を聞きて、憐愍の情を發し、かの僧に戒を授く。……」とある。」

『今昔物語集』の編者は、話末に「年来無慚也ト云ヘドモ、最後ニ縁ニ値テ戒ヲ受テ、法花経ヲ読誦シテ失アレバ、必ず悪道ヲ離レヌトゾ見聞ク人貴ビケリトナム語リ伝ヘタルトヤ。」と『法華験記』に記されていない感想を付加している。つまり、日頃、無慚破戒の悪人であっても、病気になる「死の直前に」戒を受けた功德、また臨終に法華経を読誦した功德により、悪道に墮すこと

を免れたという編者の感想である。

『今昔物語集』卷十三には法華経の靈験・功德説話が特集されており、この説話（卷十三の三十七）も法華経の靈験のあらたかさ、功德の大きさを示すものと考えられる。この説話の題目に、「無慚破戒僧」誦法花寿量一品語」とあるから、「無慚破戒の僧であっても」法華経寿量品を誦すと功德があるということを示しているのである。

要するに、無慚破戒・悪行に対して、右に見たように、拒否しない「受容する」事例が存在するのであり、これは『今昔物語集』の説話の中でも特異であり、注意すべきことと考えなければならない。

【注一】 「今昔物語集」の引用は、山田孝雄ほか校注「日本古典文学大系本（岩波書店刊）による。以下同じ。

【注二】 「法華験記」の引用は、日本思想大系本（岩波書店刊）の訓読文による。以下同じ。

## 二

その他の破戒・悪行説話を見る前に、『今昔物語集』本朝・仏法部の悪行や罪障について概観する。いうまでもなく、本朝・仏法部には、殺生の罪・偷盜の罪・邪淫

の罪・執着の罪・仏法不信の罪・不孝の罪など、様々な罪障が記されている。

### (1) 殺生

いうまでもなく、殺生は、十悪の第一、五戒の第一であり、仏教で最も厳しく禁じられている。

『今昔物語集』巻二十の二十～三十六に、寺物犯用の罪・執着の罪・邪見の罪・乞食僧を打つ罪・殺生の罪・不孝の罪などが集中して収められている。殺生の罪に関しては、巻二十の二十八話～三十話に見られる。

①第二十八話は、兎を殺した大和国の人は全身に毒瘡を受けて死んだという現報話であるが、話末に「殺生ハ人ノ遊ビ戯<sup>タハツ</sup>レノ態<sup>フサ</sup>ナレドモ、生類ノ命惜ム事ハ、人ニハ増ル也。然バ、我が命ヲ惜ヲ以テ、彼ガ心ニ准<sup>ナラ</sup>ヘテ、永ク殺生バ可止シ<sup>トムス</sup>」と戒めている。②二十九話は、馬を殺した河内国の人は熱湯の中に両眼を落としたという現報話で、話末に「畜生也ト云ヘドモ、皆我が前<sup>サキ</sup>ノ世ノ父母也、殺生ハ尤可止シ<sup>モトモトムベ</sup>。」と殺生の罪を禁じている。③三十話は、卵を焼き食った和泉国の男は大火傷を負い死んだ現報話で、人々は「殺生ノ罪ニ依テ、現<sup>イマ</sup>ニ地獄ノ報ノ示也<sup>シメス</sup>」と云って、殺生を戒めたとある。

この他にも、巻十二の三十六に、ある男は「生類ヲ殺シ、仏ノ物ヲ犯セリキ、一塵ノ善根ヲ<sup>ツクラ</sup>造ラズ。此レニ依テ、地獄ニ墮テ、苦ヲ受ル事<sup>シヤ</sup>隙無シ。」とあり、殺生の罪は重く、地獄に墜ちると信じられている。

### (2) 偷盗

偷盗は、たとえ子供のを盗用(借用)しても罪と考えられた。例えば、高橋東人の母は「前世ニ此ノ男主ノ母トシテ子ノ物ヲ恣<sup>ホシイマ</sup>ニ盗ミ用シタリシニ依テ、今、牛ノ身ヲ受テ其ノ償ヲ償フ也」(巻十二の二十五)とある。同様の事例は、巻十四の三十七に、大和国の家主の父は「前世ニ人ニ与ヘムガ為ニ、不告ズシテ子ノ稻ヲ十束取レリキ。今、其ノ罪ニ依テ牛ノ身ヲ受テ、其ノ業ヲ償フ也」とある。

特に、仏の物・寺の物を勝手に使用すること(仏物欺用・寺物犯用)は重い罪とされた。その事例は、巻十九の二十～二十二、巻二十の二十～二十二などにみられる。例えば、延興寺の僧惠昧は、寺の薪一束を人に与えたまま返さず世を去ったが、死後、子牛となって寺のために使われた(巻二十の二十)。これに対し、「一塵ノ物也ト

云トモ借用セシ物ヲバ隨ニ可返キ也。不返シテ死ヌレバ、必畜生ト成テ、此レヲ償也」と戒めている。その他の場合も仏物欺用・寺物犯用の罪について、「仏物（欺用）ハ量無ク罪重キ物也ケリ。……仏物ヲバ、強ニ不食ヌシテ、人ニモ与へ、僧ニモ可令食キ也。」〔卷十九の二十一〕、「仏物（欺用）ハ量無ク罪重キ物也ケリ。」〔卷十九の二十二〕、「譬ヒ、銅ノ湯ヲ飲ト云トモ、人、寺ノ物ヲバ不可食ズ。此レ、極テ罪有ル事也知ヌ。努々犯ス事アルベカラズ」〔卷二十の二十一〕、「人ノ物ヲ借用シテハ、必不可償キ也。況ヤ仏寺ノ物ヲバ、大ニ可恐ベシ。」〔卷二十の二十二〕などと厳しく戒めている。

なお、卷十五の四・薬師寺の濟源僧都の場合、「寺ノ別当也ト云ヘドモ、寺ノ物ヲ不仕ズシテ、常ニ念仏ヲ唱ヘテ極楽ニ生レム事ヲ願ヒ」臨終に念仏を唱えて息絶えようとした時、地獄より火の車が来て、地獄の鬼は「先年ニ、此ノ寺ノ米五斗ヲ借テ仕タリキ。而ルニ、未ダ其ヲ不返納ズ。其ノ罪ニ依テ、此ノ迎ヲ得タル也」と言った（濟源は弟子に「速ニ米一石ヲ以テ寺ニ送り可奉シ」と命じ、墮地獄を免れ、極楽に往生したのである。『今昔物語集』の編者は「此レヲ思ニ、然許ノ程ノ罪ニ依テ、

火ノ車迎ニ来ル。何ニ況ヤ、恣ニ寺物ヲ犯シ仕タラム寺ノ別当ノ罪、思ヒ可遺シ」と寺物犯用の罪の重さを記している。

### (3) 瞋恚

瞋恚については、卷十三の六・同 八話などに記されている。

①多々院の持経者を常に供養していた俗人は病死して五日後に蘇ったが、冥途で七宝の塔を目にする。虚空に声ありて、俗人に「此ノ塔ハ彼ノ持経ノ聖人ノ法花ヲ誦スル時、宝塔品ニ至テ出現シ給ヘル所ノ塔也。而ルニ、彼ノ聖人、瞋恚ヲ以テ弟子童子ヲ呵噴シ罵詈ス。其ノ瞋恚ノ火、忽ニ出来テ宝塔ヲ燒也。若、瞋恚ヲ止メテ経ヲ誦、微妙ノ宝塔、世界ニ充滿ラム。……」と告げられた。それを聞いた持経者は弟子・童子を捨てて、一人で心を専らにして法華経を誦した〔卷十三の六〕。瞋恚は罪悪であり、往生極楽の障害になるとされたのである。

②僧道乗は若い時から老いにいたるまで法華経を怠ることなく誦していたが、「極テ心僻ミテ、時々童子ヲ罵リ罰ツ事ゾ有ケル。……（道乗、夢に）坂本ヨリ初メテ大獄ニ至ルマデ多ノ堂舎・樓閣ヲ造リ重ネタリ、瓦

ヲ以テ葺キ金銀ヲ以テ莊カサレリ。其ノ中ニ、多ノ經卷ヲ安置シ奉レリ。黄ナル紙・朱ノ軸、紺ノ紙・玉ノ軸也、皆金銀ヲ以テ書タリ。(道乗は不審に思つて老僧に尋ねると)

老僧答テ云ク、『此レハ、汝ガ年来読誦セル所ノ法花大乘也。大獄ヨリ始テ水飲ニ至ルマデ積置チヨクケル經ハ、汝デ西塔ニ住セシ時読誦セル所ノ經也。水飲ヨリ始テ柿ノ木ノ本マデ積置ケル經ハ、法性寺ニ住シテ読誦セル所ノ經也。此ノ善根ニ依テ、汝、淨土ニ可生ウケルベシ』ト。道乗、此レヲ聞テ、『奇異也』ト思フ間ニ、俄ニ火出来イデキテ一部ノ經燒ヌ。……(老僧は)『此レハ、汝ガ瞋恚ヲ発シテ童子ヲ勘当セシ時ニ読誦セシ經ヲ瞋恚ノ火ノ燒ツル也。然レバ、汝デ、瞋恚ヲ断テバ、善根弥イヨク増テ必ズ極樂ニ參ナム』ト云フ』と見て、夢さめた。その後、道乗は「悔ヒ悲テ、仏ニ向ヒ奉テ、永ク瞋恚ヲ断テ、心ヲ勵シテ法花經ヲ読誦シテ、更ニ余ノ心無シ」〔卷十三の八〕とある。この説話の文末に「瞋恚ハ無限オノリキ罪障也。善根ヲ修セム時、專ニ瞋恚ヲ不發オコサズトナム語り伝ヘタルトヤ。」と記しており、瞋恚は罪障であり、往生の障害になると考えられてゐる。

つまり、多々院の持経者や僧道乗のみならず、『今昔物語集』往生説話において)人々は善根を積みあげればそれが

【金銀泥の經卷あるいは宝塔という形で】累積され、往生業となるが、瞋恚などの罪を造ると、その善根がとり消され、往生できなくなると信じた。

言うまでもなく、人間は生きてゐる以上、瞋恚などの煩惱が生じてくるが、それを断ち切ることは非常に困難である。しかし、それは往生を妨げる罪と考えられたから、その罪を造らないために人々は世俗的な生活を離れて山林や山寺などに遁世したのである。【注3】

【注3】その典型的な事例として良算持経者は「此ノ身ハ此レ、水ノ沫也。命ハ亦、朝ノ露也。然レバ、我レ、此ノ世ノ事ヲ不思オモハズシテ、後世ノ勤メヲ勞イデキマム」と思つて、金峰山の薊獄カキに籠つて十余年間法華經を読み、「煩惱不淨ノ躰カダチヲ弃テ、」入滅した〔卷十二の四十〕とある。多くの修行者たちは現実の生活を犠牲にし、山林に交わつて後世の安穩を願つたのである。中でも特に極端ないき方をしたのは信誓阿闍梨であった。信誓は「幼稚ノ時ヨリ法花經ヲ受持ウケテテ日夜ニ読誦ス、亦、真言ヲ受ケ習テ、朝暮ニ修行ス。而ル間、堅固ニ道心發ケレバ、永ク現世ノ名聞・利養ヲ弃テ、偏ニ後世ノ仏果・菩薩ヲ願」つて修行を重ねたが、信誓は「我レ、年来、多ノ法花經ヲ読誦シ、法ヲ修行シテ、必ズ、其ノ功德無量ナラム。其レニ世ニ久ク有ラバ、罪業ヲ造テ、生死ニ輪廻セム事、疑ヒ不有アラジ。然レバ、只不カ如ジ、疾ク死テ、惡業ヲ不造ツジ」と思つて、「附

子」・「和多利」などの毒薬・毒茸を食って自殺を計つたのである（卷十二の三十七）。その結果は法華經の靈驗力により死ななかつたけれども、信誓は後世の安穩を願うあまり、現世を否定し、自殺を企てるに至つたのである。

なお、右記と同類の例が「法華驗記」に見られる。

即ち、卷上・十五に、薩摩の一沙門は出家後、三年籠山して千部の法華經を誦誦し、「発し難き信を發して千部の經を誦せり。自他の罪を悔して三時に懺悔す。若し我れ山を出でて人間に交雜せば、世習に染著し還て悪業を作り、邪見に牽かれ、円乗の善を廢せん。我れ身命を愛せず、但極樂に生ぜんとな念ず。身を焼き三寶に供養するに如かず」と思つて、焼身往生を遂げた。この他、焼身往生の例は「三外往生記」に五例（薩摩國無名上人・金剛定寺上人附小兒・僧永助・江州優婆塞・入道念覺）見られる。

焼身往生と同様に、後世の安穩を願ひ、現世を否定した例として入水往生がある。「後捨遺往生伝」卷上に、薩摩の国府の旅僧は娑婆は無常界なり、何の益あらんと言つて、偏に極樂往生を願ひ、念仏して入水したとあり、同書の卷下に、僧行範は常に無常を觀じ自ら有為を厭ひ、天王寺に詣で一心に念仏し海中に身を投じたとある。この他、入水往生の例は「三外往生記」に一例（江州入水上人）見られる。

#### (4) 執着・愛執

金錢に執着し、その罪により蛇に生れたという事例は、卷十四の四に、千両の金に執着した奈良京の女は「其ノ罪ニ依テ、毒蛇ノ心ヲ受テ、其ノ金ヲ守テ墓ノ所ニ其ハカリヲ不離ズシテ有り、苦ヲ受ル事無量クシテ、難堪キ事無限シ」とあるのをはじめ、三十貫の錢に執着した馬庭山寺の僧は毒蛇の身となつた（卷二十の二十四）など、少なくない。卷十四の一、無空律師の場合、心正直にして道心深く、念仏を唱え怠ることがなかつた。無空は「没後ノ料」の錢を天井の上に隠し置き、病死した。親しかつた大臣の夢に、無空は「……『没後ニ弟子共煩ヒ有リナム』ト思テ、錢万ヲ没後ノ料ニ充テムガ為ニ、房ノ天井ノ上ニ隠シ置タリキ。『死ナム時ニ臨テ、弟子共ニ令告知ム』ト思給ヒシニ、病ニ煩ヒシ間、其ノ事忘レテ、不告ズシテ死ニキ。干今、其ノ事ヲ知ル人無シ。己レ、其ノ罪ニ依テ、蛇ノ身ヲ受テ、錢ノ所ニ有テ苦ヲ受ル事量無シ。……」と告げた。無空は金錢に執着したという程でもないのに、蛇の身となつたのである。《但し、無空は大臣の法華經書写供養の功德により蛇身を免れ、「年来ノ念仏ノ力」によつて極樂に往生したといふ。》

橋の木や紅梅の木を愛した愛執の罪により蛇に生まれ  
たという事例もある。卷十三の四十二に、六波羅蜜寺の  
僧講仙は、死後「我レ、年来、法華経ヲ説シテ常ニ聞シ  
ニ依テ、時々道心ヲ發テ、極樂ヲ願ヒテ、念仏怠タル  
事無カリシカバ、後世ハ憑シク思ヒシニ、墓無キ小事  
ニ依テ、我、小蛇ノ身ヲ受タリ。其ノ故ハ、我、生レタ  
リシ時、房ノ前ニ橘ノ木ヲ殖タリシヲ、……常ニ護リ此  
レヲ愛シキ。其ノ事重キ罪ニ非ズト云ヘドモ、愛執ノ過  
ニ依テ、小蛇ノ身ヲ受テ、彼ノ木ノ下ニ住ス。……」と  
告げたとある。卷十三の四十三にも、西の京の女子が紅  
梅の木を愛して小蛇の身を受けたという類話がある。要  
するに、橘や紅梅を愛すということは、金錢に執着する  
という程の罪とはいいがたいが、「愛執ノ過」とされて  
おり、往生の障害になると考えられたようである。

さらに、罪という程でもないのに、念願の往生を遂げ  
ることができず、蛇の身を受けたという事例がある。

卷二十の二十三に、横川の某僧は「道心發シテ、年来  
阿弥陀ノ念仏ヲ唱ヘテ、偏ニ極樂ニ生ト願ヒケリ。  
……（臨終には）枕上ニ阿弥陀仏ヲ安置シテ、其ノ御手  
ニ五□（色）ノ糸ヲ付奉テ、其レヲ引ヘテ、念仏ヲ唱フル

事、四五十遍計シテ、寝入ルガ如クシテ絶入ヌ。」弟子  
達は「年来ノ本意不違ズ、必ズ極樂ニ参リヌ」と尊び喜  
んだが、一人の弟子の夢に「（某僧は）死ヌル尅ニ臨テ、  
他ノ念無ク、念仏ヲ唱ヘテ、絶入ラムト思ヒシ程ニ、棚  
ノ上ニ酒ノ瓶ノ有シヲ、不意ニ目ニ見付テ、『此レヲ  
誰取ラムト為ラム』ト許、口ニハ念仏ヲ唱ヘ乍ラ、心  
ニ只一度思ヒシニ、其ヲ罪トモ不思ズシテ、悪ク思ヒケ  
リトモ思ヒ不返ズシテ絶入ニキ。其ノ罪ニ依テ、此瓶ノ  
内ニ小蛇ノ身ヲ受テ有ル也。……」と告げたとあり、そ  
のような些細な罪によっても蛇の身を受けるのであり、  
往生のむつかしさを伝えている。この説話の文末に  
「……死ナム時ニハ、墓無キ物ヲバ取隠シテ、仏ヨリ外  
ニ他ノ物ヲバ不可見ズトラ、横川源信僧都ハ語り給ヒケ  
ル……」とある。この記述は『往生要集』の思想に基づ  
くものである。【注4】

ちなみに、横川の某僧の説話（卷二十の二十三）に  
関連する点を付言しておきたい。

卷十二の三十三に、増賀聖人は臨終に龍門聖人を  
呼んで碁を打つまねをしたが、その理由は「早ウ小  
法師也シ時、碁ヲ人ノ打シヲ見シガ、只今、口ニ念  
仏ヲ唱ヘ乍ラ心ニ思ヒ出ラレテ、『碁ヲ打バヤ』ト

思フニ依テ」であり、増賀聖人は泥障を頸にかけて舞ったが、昔その舞いを見て「好マシト思ヒシガ、年来ハ忘レタリツルニ、只今被思出タレバ、其レ、遂ムト思テ乙デツル也。今ハ思フ事、露、無シ」と言つて入滅したとある。臨終にたとえ些細なことも執着をおこしては、横川の某僧のように往生できなくなるから、増賀聖人は碁を打つたり、泥障を頸にかけて舞つたりして、執着をなくし「正念に住して」入滅したのである。

【注4】 卷二十の二十三の背景に『往生要集』大文第六別時念仏の第二臨終の行儀の臨終に行なう念仏の作法が考えられる。次に紹介する。

初に行事とは、四分律抄の瞻病送終の篇に、中国本伝を引きて云く、

祇洹の西北の角、日光の没する処に無常院を為れり。もし病者あらば安置して中に在く。およそ貧染を生ずるものは、本房の内の衣鉢、衆具を見て、多く恋著を生じ、心に厭背することなきを以ての故に、制して別処に至らしむなり。堂を無常と号く。来る者は極めて多く、還返るものは一、二なり。事に即きて求め、専心に法を念ず、その堂の中に、一の立像を置けり。金薄にてこれに塗り、面を西方に向けたり。その像の右手は挙げ、左手の中には、一の五綵

の幡の、脚は垂れて地に曳けるを繋ぐ。当に病者の安んぜんとしては、像の後に在き、左手に幡の脚を執り、仏に従ひて仏の淨利に往く意を作さしむべし。瞻病の者は、香を焼き華を散らして病者を莊嚴す。乃至、もし尿尿・吐唾あらば、あるに随ひてこれを除く。  
(日本思想大系「源信」二〇六ページ)

### 三

以上、前節で概観したように『今昔物語集』においては、様々な罪・悪は慎むべきものと考えられ、たとえ僅かな罪であっても、往生の障害となる「あるいは、墮地獄の因となる」と恐れられたのである。

しかるに、卷十三の三十七話のように、法華經の靈驗を説くあまり、無慚・破戒の悪行を許容する事例が一例ではあるけれども、存在する。法華經を受持していればどのような悪も恐れることはないという誤解である。外面は僧であっても、内面は極悪・非道であり、宗教者とは無縁のものといえよう。

### ◇

この説話と対照をなすのが卷十五の四十三話・(丹波中将雅通の往生説話)である。その要点を紹介する。  
雅通は「若カリケル程ニ：心ニ非ズ罪ヲ造ケリ。



人二伴ナヒテ春ハ山ニ入テ鹿ヲ狩リ、秋ハ野ニ出デ鳩ヲ殺ス。如此ク罪ヲ造リ、栄花ヲ好ムト云ヘドモ、内ニハ道心有テ、常ニ世ヲ厭フ心有ケレバ、常ニ法花経ヲ誦シ「往生を遂げたが、藤原道雅は「彼ノ雅通ノ中将、生タリシ時、殺生ヲ宗トシテ栄花ヲ好シ人也。何ノ善根ニ依テカ、極楽ニ往生セム。若シ此ノ事実ナラバ、極楽ニ生レムト思ハム人ハ殺生ヲ宗トシ、栄花ヲ可好キ也」と誇つた。ところが、道雅は六波羅蜜寺の説法を聞きに行き、一人の老尼が「昨夜、夢に貴き僧が」『汝ヂ、更ニ歎ク事無クシテ、心ヲ專ニシテ念仏ヲ唱ヘバ、必ズ極楽ニ往生セム事疑ヒ不有ジ。彼ノ左近ノ中将雅通ノ朝臣ハ、善根ヲ不造ズト云ヘドモ、只、心ヲ直クシテ法花経ヲ誦シ故ニ、既ニ往生スル事ヲ得テキ』(とお告げになった)」ということを知り、雅通の往生を信じたということである。極楽に往生するためには、悪行を止め善根を積まなければならないとされた当時、道雅の疑問(殺生をし、善根を積まない者がなぜ往生できるのかという疑問)は当然のことかもしれない。しかし、雅通はやむをえず罪を造つたのであり、内には深い道心があった。そして、ひたすら善根を積むことを重視するのはなく、「心ヲ直クシテ」往生を遂げたのである。『今昔

物語集』の編者はこの説話の末尾に「極楽ニ往生スル事ハ、善根ヲ造ルニハ不依ズ、只、心ヲ直クシテ経ヲ誦シ念仏ヲ可唱キ也ケリ」と記しており、功德主義ではなく、心という内面を重視するあり方を賞賛している。

◇

雅通の往生とは異なる内容であるが、注意すべき説話群(餌取法師などの説話・巻十五の二十七―三十話)を取り上げる。これら四説話に共通することは、餌取法師などが肉食妻帯等の破戒行為をしつつ、一方で尊い修行をし、善根を積んで往生を遂げるという点である。

①二十七・二十八話(北山餌取法師・鎮西餌取法師)は、両話とも外面は肉食妻帯の破戒行為をなす賤しい法師とする(特に鎮西餌取法師については「頭髮ハ三四寸許ニ生ヒテ綴ヲ着タリ、怖ロシク穢クテ更ニ可近付クモ非ズ。」と破戒僧の姿を強調している)が、その内面はどうかというと、決して悪人とはいえない。つまり、北山餌取法師は後夜に起き、沐浴し庵室にて「仏ノ御前ニ居テ、弥陀ノ念仏ヲ唱テ行也ケリ」とあり、鎮西餌取法師も、丑の刻に起きて沐浴し、持仏堂で「先ツ法花ノ懺法ヲ行ヒツ。次ニ法花経一部ヲ誦シテ、礼拜シテ後ニハ弥陀ノ念仏ヲ唱フ。其音、貴事並無シ」とある。両法師とも外面は

賤しい餌取で、肉食妻帯の破戒僧であるが、その内面は尊い修行者である。二人の行為は悪と善の同居で矛盾するようにみえるが、その内実は以下の通りである。

北山餌取法師の場合は「可食キ物シキスベモノ無ケレバ、餌取ノ取残シタル馬・牛ノ肉ヲ取テ持来テ、其レヲ噉クツテ命ヲ養テ過ギ侍ル也。」とあるから、その行為は決して悪行とはいえない。さらに、鎮西餌取法師の場合は「弟子淨尊ハ、愚痴ニシテ悟ル所無シ。人ノ身ヲ受ケ法師ト成レリト云ドモ、戒ヲ破リ慙無シテ、返惡道ニ墮オチナムトス。今生ニ栄花ヲ可樂身ニモ非ズ、只、仏ノ道ヲ願テ、戒律ヲ持テ三業ヲ調ヘム事ハ、仏ノ教ヘニハ不叶ズ。分段ノ身ハ、衣食ニ依テ罪造ル、檀越ヲ憑タカママト思ヘバ、其恩難報シ。然レバ、諸ノ事、皆、不罪障ズト云フ事無シ。此レニ依テ、淨尊、世間二人ノ望ミ、離タル食ヲ求テ命ヲ繼テ、仏道ヲ願フ。所謂ル、牛・馬ノ肉村也。……」とあって、謙虚に罪深い凡夫の身を自覚・反省し、非僧非俗の形で仏道を求めていく有様が描かれている。その信仰態度は、ただひたすら善根を積み重ねた修行者【注5】に比べてはるかに宗教的といえよう。

【注5】例えば、往生・成仏のため法華経を非常に多く誦誦した好延・良算・理満持経者など、法華経の意味内

容を考えず、ひたすら誦誦に励んだ者が多くみられる（巻十二の三十九・四十、巻十三の九）。この他にも法華経誦誦の数量を重視する事例は、行空・基燈・蓮長・備前の僧・春命・頼真（巻十三の二十四・二十五・二十八・三十一、巻十四の二十一・二十二）。これらの僧たちは、誦誦の数量を重要視したのであるが、法華経の呪術的な力によって往生・成仏を願ったようである。

②二十九話（僧尋寂）の場合は、妻帯の破戒僧とするが、前述の餌取法師と同様、その内面は悪人ではない。尋寂は夜中に起きて沐浴し、淨衣を着て持仏堂に入り、法華経を誦し、念仏を唱えるという修行者である。尋寂は旅の僧撰円に自らを「弟子尋寂、年来、法花経ヲ誦誦シ、弥陀ノ念仏ヲ唱ヘテ、仏道ヲ願フト云ヘドモ、世難ステダ棄キニ依テ、此ク妻子ヲ具シタリ。然レドモ残ノ命イラバク幾ニ非ザルガ故ニ偏ニ菩提ヲ期ス。……」と告白した。尋寂の場合も凡夫の身を自覚し、非僧非俗の姿で修行したのである。

③三十話（僧菓延）は「形、法師也ト云ヘドモ、僧ニ非ズ、頭ノ髮ハ二寸許ニ生ジテ、俗ノ水干袴ヲ着タリ。亦、狩・漁ヲ役トシテ魚鳥ヲ食トセリ。……」という破戒の沙弥であるが、前の三話と同様に菓延は夜中に起き

て、沐浴し、浄衣を着て持仏堂に入り、法華経を誦し、念仏を唱えるという修行者である。同宿の無動寺の聖人に「弟子葉延、罪業ニ依テ殺生ヲ宗トシテ、慙ノ心無シト云ヘドモ、偏ニ心ヲ至シテ法花経ヲ誦シ、弥陀ノ念仏ヲ唱テ、極樂ニ往生セム事ヲ願フ。(葉延は往生を予知し、無動寺の聖人に往生の時、結縁を勧める)【注6】と語っており、葉延の場合も破戒行為を余儀なくしつつも修行に励んでいる。

【注6】 無動寺の聖人は、葉延の往生の予知について信用せず、「法花経ヲ誦シ、念仏ヲ唱フル、此レ無限キ功德也ト云ヘドモ、魚ヲ捕リ鳥ヲ殺ス、此レ極メテ重キ罪障也。何ゾ、如此ノ罪ヲ造<sup>カクゴトキ</sup>作<sup>ツクリナガ</sup>ラ、忽ニ極樂ニ往生スル事有ラムヤ。此レ、只云フ事ゾ」と疑ったとある。つまり、往生するためには、善根を積むだけでなく、同時に罪・悪を造らないということが必須の条件と考えられたのである。

#### 四

以上、卷十三の三十七話「無慚破戒僧」の話に注目して、『今昔物語集』の破戒・悪行説話を検討した。それから諸説話の内容は一樣ではなく、異なるが、二の(1)~(4)で概観したように、悪行は慎むべきものであり、ささい

な罪を造っても墜地獄の因・往生の障害になると恐れられた。それが共通する考え方であったといえよう。

しかし、卷十三の三十七話の場合、法華経の靈験を強調するためであろうが、無慚・破戒の悪行を許容しており、そこには、法華経という靈験あらたかなお経を受持していればどのような悪も恐れることはないという誤解が見られる。

このような宗教とは無縁の極悪・非道の事例は『今昔物語集』には一例見られるだけであるが、同類の誤解・曲解は後の時代のことになるけれども少なくない。その典型的な事例を挙げる。親鸞の消息『末燈鈔』第十七通に、

なによりも、聖教のをしへをもしらず、また浄土宗のまことのそこをもしらずして、不可思議の放逸無慚のものどものなかに、悪はおもふさまにふるまふべし、とおほせられさふらふなるこそ、かへすべくあるべくもさふらはず。北の郡にありし善乘房といひしものに、つゝあにあひむつる、ことなくてやみにしをばみざりけるにや。凡夫なればとて、なにごともおもふさまならば、ぬすみをもし、ひとをもころしなどすべきかは。もと、ぬすみごころあら

んひと、極楽をねがひ、念佛をまふすほどのことになりなば、もとひがうだるこゝろをも、おもひなをしてこそあるべきに、そのしるしもなからんひとくくに、悪くるしかずといふこと、ゆめくあるべからずさふらふ。煩惱にくるはされて、おもはざるほかに、すまじきことをもふるまひ、いふまじきことをもいひ、おもふまじきことをもおもふにてこそあれ。さはらぬことなればとて、ひとのためにもはらぐろく、すまじきことをもし、いふまじきことをもいはゞ、煩惱にくるはされたる義にはあらで、わざと、すまじきことをもせば、かへすくあるまじきことなり。(以下略)

(日本古典文学大系「親鸞集 日蓮集」一三八―一三九ページ)

とある。親鸞の時代に、考えられない放逸無慚の者たちの中に、悪は思うがままに行うがよい(傍線部A)とい

う邪義が見られる。悪をやめることのできない凡夫だから、どんな悪いことも思うままにしてよい(傍線部B)という曲解や、「本願を信じ、念仏をとなえれば往生は決定するので」悪を犯してもさしつかえない(傍線部C)という邪説、本願をさまたげる程の悪はないからといって悪行をする(傍線部D)という誤解が横行していることに対し、親鸞は驚きあきれ、「ゆめくその沙汰あるべくも候はず。」といましめている。このような「造悪無碍」や「本願ほこり」の邪義は『末燈鈔』第二十通・第二十一通・第二十二通などにも見られ、時代や信仰の背景は異なるが、「無慚破戒」(『末燈鈔』第十七通)という非宗教的態度は同類の誤解・邪説といえよう。

なお、卷十三の三十七話と対照をなす卷十五の四十三話、あるいは卷十五の二十七話―三十話について言及すべき点もあるが、別の機会に譲りたい。

(大谷大学教授)